

転出される方へ

【新しい住宅に住み始めた日から、14日以内に新所在地の市区役所・町村役場に転入届をして下さい。】

正当な理由なく14日以内に届出をしないと5万円以下の過料に処せられることがあります。

※転出先を変更した場合でも、変更した市区町村へ転出証明書を提出し、転入手続きを行って下さい。

※都合により転出を取りやめたり、転出証明書を紛失した時は、すぐに住民生活課窓口へ申し出下さい。

【新住所地での転入手続きに必要なもの】

- ・転出証明書
- ・本人であることが確認できる証明書等
 - 1点確認：免許証、パスポート、マイナンバーカード等
 - 2点確認：保険証、年金手帳、顔写真なし住基カード等
- ※届出人が変更される世帯の方ではない場合、委任状が必要になります。
- ・印鑑（必要な場合があります。下記項目をご参照下さい。）

平成24年7月9日より外国人の方も、転出届・転居届・転入届が必要となりました。
在留カード(※)又は特別永住者証明書(※)とパスポートを持って手続き下さい。
(※みなし期間中は外国人登録証明書で可)

.....その他、下記に該当する方は手続きを行って下さい.....

項目	更別村での手続き	手続き課	新住所地での手続き
国民健康保険に加入している方	国民健康保険証はご返却ください。 ※高齢者受給者証をお持ちの方は高齢者受給者証もご返却ください。 ※進学で転出される方は、国民健康保険法第116条該当届を記入し、在学証明書又は学生証のコピーをご提出ください。この場合、保険証の返却は必要ありません。	住民生活課 0155-52-2112	改めて加入手続きを行ってください。
国民年金に加入している方及び国民年金を受給している方	当村での手続きはありません。		新住所地で年金手帳を持参し、基礎年金番号住所変更届をご提出ください。 (住所地変更届のハガキを設置している市区町村の場合は、ハガキで手続きをすることも可能です)
印鑑登録をしている方	印鑑登録証をご返却ください。登録は転出(予定)日をもって抹消になります。		改めて印鑑登録手続きを行ってください。
乳幼児医療受給者証をお持ちの方(小学校就学前のお子様がいる方)	乳幼児医療受給者証をご返却ください。転出(予定)日をもって使用できなくなります。		改めて交付手続きを行ってください。
子ども医療費受給者証をお持ちの方(小学生から高校生までのお子様がいる方)	子ども医療費受給者証をご返却ください。転出(予定)日をもって使用できなくなります。 ※当村独自の制度となります。		新住所地でご確認ください。
児童手当を受けている方	住民生活課窓口で消滅届をご提出ください。※児童手当の支給は、転出予定日の属する月までとなります。振込先口座の解約はご注意ください。		転入予定日から15日以内に改めて手続きを行ってください。 転入月の翌月以降は、新住所地市区町村からの支給となります。
住民税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について	転出手続きの際に確認し、手続きが必要な場合はその都度ご説明いたします。		新住所地でご確認ください。
村内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方	納税通知書等の受領や、納付手続きに支障がある場合(海外転出等)は、税務担当で納税管理人を設定してください。		/
軽自動車(4輪)をお持ちの方	十勝管内に転出される方は「帯広地区軽自動車検査協会(TEL050-3816-1768)」へ、管外に転出される方は管轄の「軽自動車検査協会」へご確認ください。		左記のとおりですので、新住所地でご確認ください。
125cc以下の二輪車をお持ちの方	ナンバープレート・印鑑を持参の上、税務担当で廃車届の手続きを行ってください。		廃車証明書等を持参の上、改めて手続きを行ってください。
126cc～250ccの二輪車をお持ちの方	十勝管内に転出される方は「帯広地区軽自動車協会(TEL0155-33-3154)」へ、管外に転出される方は管轄の「軽自動車協会」へご確認ください。	左記のとおりですので、新住所地でご確認ください。	
251ccを超える二輪車をお持ちの方	十勝管内に転出される方は「帯広運輸支局(TEL050-5540-2006)」に確認し所定の手続きを、管外に転出される方は管轄の「運輸支局」へご確認ください。	左記のとおりですので、新住所地でご確認ください。	
飼い犬の登録変更	転出手続きの際に確認し、手続きが必要な場合はその都度ご説明いたします。	30日以内に鑑札を持って登録変更届出の手続きを行ってください。	

項目	更別村での手続き	手続き課	新住所地での手続き
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	被保険者証をご返却ください。 ※限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方はご返却ください。 ※道外に転出される方には負担区分等証明書などを交付しますので、新住所地でご提出ください。	保健福祉課 0155-53-3000	新住所地でご確認ください。
介護保険の要支援・要介護認定を受けている方	保健福祉課にて受給資格証明書をお取りください。介護保険証をご返却ください。		受給資格証明書を持参の上、改めて手続きを行ってください。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	当村での手続きはありません。		手帳と印鑑をお持ちの上、住所変更手続きを行ってください。
ひとり親医療費受給者証をお持ちの方	受給者証をご返却ください。		改めて受給の手続きを行ってください。
重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方	受給者証をご返却ください。		改めて受給の手続きを行ってください。
妊産婦の方	既に交付されている妊婦一般健康診査受診票は使用できません。ご返却ください。	子育て応援課 0155-53-3700	改めて妊婦一般健康診査受診票の交付を受けてください。※母子健康手帳必要
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方	子育て応援課にて手続きを行ってください。		新住所地でご確認ください。
どんぐり保育園を利用している方	子育て応援課にて退所手続きを行ってください。		新住所地でご確認ください。
学童保育所を利用している方	子育て応援課にて退所手続きを行ってください。		新住所地でご確認ください。
幼稚園を利用している方	在籍している幼稚園で退園手続きを行ってください。 ・更別幼稚園 0155-52-2363 ・上更別幼稚園 0155-52-2470	各幼稚園	新住所地でご確認ください。
小学校、中学校に在学しているお子様をお持ちの方	在籍している学校から在学証明書・教科書給与証明書をお取りください。	教育委員会 0155-52-3171	在学証明書を持参の上、改めて手続きを行ってください。
公営住宅入居の方	建設水道課で退居手続きを行ってください。	建設水道課 0155-52-5200	転入先で公営住宅に入居を希望される方は、改めて手続きを行ってください。
水道・下水道を中止される方	建設水道課で中止手続きを行ってください。		改めて利用の手続きを行ってください。
浄化槽を中止される方	建設水道課で中止手続きを行ってください。		改めて利用の手続きを行ってください。
防災行政無線の戸別受信機をお持ちの方 ※全世帯主の方及び別棟で貸出しを受けている方	転出時に戸別受信機貸付異動・返却届出書をご提出ください。 ※民間住宅、持家の方は受信機をご返却ください。公営住宅等の受信機設置済住宅の方は、受信機をそのままにして退居してください。 (受信機設置済住宅 公営住宅、定住化促進住宅、役場独身寮、小中教員住宅、更高教員住宅、JAコーポアメリィ、日甜社宅、マルハニチロ北日本社宅、駐在所、医師住宅)	総務課 0155-52-2111	新住所地でご確認ください。
海外へ転出される方	住民生活課窓口で転出手続きを行ってください。	住民生活課 0155-52-2112	帰国して本籍地へ転入する場合はパスポートをご持参ください。 本籍地以外への転入の場合はパスポート、戸籍謄本及び戸籍附票を持参の上、手続きを行ってください。
マイナンバーカードをお持ちの方	当村での手続きはありません。		新住所地で住所変更手続きを行ってください。 お手続きには暗証番号が必要です。(英数字6～16桁、数字4桁)

- ・転籍（本籍地異動）を希望される方は、転出の届出だけでは本籍地は異動しませんので改めてお手続き下さい。
- ・個人番号カード交付申請書はすでに提出したが個人番号カードをまだ受領していない方につきましては、再度交付申請の手続きが必要となりますので、転入先市区町村へお問い合わせください。

更別村役場住民生活課 戸籍窓口係（役場1階窓口）
電話 0155-52-2112
FAX 0155-52-3286
e-mail jyumin@sarabetsu.jp